

【韓国】 デジタル包摂法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025年1月21日、社会を構成する全ての人が差別又は排除をされることなくデジタル化の恩恵を受けられるようにすることを旨とする「デジタル包摂法」が制定された。

1 背景と経緯

情報通信技術を使いこなせる人とそうでない人との間の情報格差（デジタル・ディバイド）は、生成 AI 等の新しい技術の登場により、今後、ますます拡大の様相を呈している。また、近年、飲食店等において無人情報端末（キオスク端末）¹の普及が進み、端末操作に不慣れな人のサービス利用が困難になるなど、情報格差の影響が日常生活にも及んでいる。

情報格差の解消が各国で課題となる中、これまで情報格差解消策の主な対象者であった障害者や高齢者だけでなく、全ての人がデジタル化の恩恵を受けられるようにする「デジタル包摂（Digital Inclusion）」という考え方が注目を集めている²。韓国においても2020年6月に政府が公表した「革新的包摂国家実現のためのデジタル包摂³推進計画」⁴の中で、デジタル包摂実現に向けた施策を打ち出すとともに、その根拠法となる「デジタル包摂法」の制定を推進することを表明した。また、政府は2023年9月にデジタル包摂の考え方を取り入れた「デジタル権利章典」を公表し、改めてデジタル包摂法の制定を推進する方針を示した⁵。

第22代国会（2024.5～2028.5）開始直後の2024年6月、現与党の「国民の力」が、所属議員108人全員の発議により「デジタル包摂法案」を国会に提出した⁶。同法案は、国会審査の過程で他の関連法案6本と共に一本化され、同年12月26日に国会本会議で可決、2025年1月21日に公布された⁷（法律第20672号、2026年1月22日施行）。

2 デジタル包摂法の概要

デジタル包摂法⁸（以下「包摂法」）は、全6章⁹（本則37か条及び附則6か条）から成る。包摂法は、既存の「知能情報化基本法」¹⁰の特別法に当たり、包摂法で規定した事項を除いては、知能情報化基本法の定めるところによる（第7条）。包摂法の概要は、次のとおりである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

¹ 利用者の操作により書類発行、情報提供、商品注文、決済等の事項を処理するために設置する端末。

² 이은수ほか「디지털 포용 정책 동향과 사례—2020년 주목해야 할 디지털 포용 선진사례 20선—」 한국정보화진흥원, 2020, pp.1-33. <<https://www.nia.or.kr/common/board/Download.do?bcIdx=21714&cbIdx=39485&fileNo=1>>

³ 原文は「디지털포용 (デジタル包容)」。本稿では「デジタル包摂」と訳出した。

⁴ 「'소외없는 디지털 세상' 밀그림 확정」 과학기술정보통신부, 2020.6.23. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=2937336>>

⁵ 「대한민국이 새로운 디지털 규범질서를 전 세계에 제시합니다!」 과학기술정보통신부, 2023.9.25. <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mPid=238&mId=113&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3183520>>

⁶ 「[2200551] 디지털포용법안 (고동진의원 등 108인)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。以下同じ。

⁷ 「[2206761] 디지털포용법안 (대안) (과학기술정보방송통신위원회)」

⁸ 「디지털포용법 (법률 제 20672 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。以下同じ。

⁹ 第1章「総則」、第2章「デジタル包摂政策の推進体系」、第3章「デジタルリテラシーのかん養」、第4章「知能情報サービス等の利用環境保障等」、第5章「知能情報技術等の包摂的活用促進」、第6章「補則」。

¹⁰ 「지능정보화 기본법 (법률 제 20731 호)」

(1) 定義

「デジタル包摂」の定義が「社会の全ての構成員が差別又は排除をされることなく知能情報技術¹¹の恩恵をひとしく享受することができるよう、経済的、社会的及び文化的な環境を構築すること」と規定され（第2条）、全ての人がデジタル包摂の対象となることが明示された¹²。

(2) デジタル包摂基本計画及びデジタル包摂影響評価

政府は、デジタル包摂政策の効果的及び体系的な推進のため、「デジタル包摂基本計画」（以下「基本計画」）を3年ごとに策定しなければならない。基本計画には、デジタル包摂に係る政策の基本的方向性、デジタルリテラシーのかん養、デジタルぜい弱層¹³（以下「ぜい弱層」）のアクセシビリティ改善及び社会参加支援、代替手段の保障及び提供、法及び制度の改善、研究及び事業の推進、専門人材の養成、施策の推進に必要な財源の調達、教育等に関する事項が含まれる（第8条）。また、関係中央行政機関の長及び地方公共団体の長は、基本計画に基づいて毎年実施計画を策定し、実施しなければならない（第9条）。国、地方公共団体及び公共機関（以下「国の機関等」）は、デジタル包摂に重大な影響を及ぼし得る計画、事業等を実施する場合、大統領令で定めるところにより事前に「デジタル包摂影響評価」を実施し、その結果を科学技術情報通信部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）に提出しなければならない（第12条）。

(3) デジタルリテラシーのかん養

国及び地方公共団体は、社会構成員のデジタルリテラシーをかん養するための事業を実施することができる（第14条）。また、長官は、地方公共団体の長との協議を経て地域住民のデジタルリテラシーのかん養及び情報格差の解消を支援するデジタルリテラシーセンターを指定ことができ、国及び地方公共団体は予算の範囲で同センターに必要な経費の全部又は一部を支援できる（第15条）。このほか、長官は、デジタルリテラシーのかん養に関する情報を体系的かつ効率的に管理する総合情報システムを構築し、運営することができる（第17条）。

(4) アクセシビリティの保障

国の機関等がウェブサイト、移動通信端末装置のアプリ、無人情報端末等の製品及びサービスを提供するときは、ぜい弱層が困難なく利用できるようアクセシビリティを保障しなければならない（第19条）。また、無人情報端末の設置及び運営をする者は、ぜい弱層の情報アクセス及び利便性を高める措置（補助人材の配置、音声案内サービスの提供等）を講じなければならない。無人情報端末の製造及び賃貸をする者に対しても、ぜい弱層とそうでない者が同様にアクセスし、利用できるよう、大統領令で定める措置を講じることが義務付けられる（第20条）。

長官は、これらの義務を正当な理由なく履行しない者に対し、是正命令を発することができ、是正命令を履行しない者は3千万ウォン¹⁴以下の過料が科される（第37条）。

¹¹ ①電子的方法により学習、推論、判断等を実現する技術、②電子的方法によりデータの収集、分析、加工等の処理をする技術、③物品相互間若しくは人と物品の間でデータを処理し、又は物品を利用し、制御し、若しくは管理できるようにする技術、④クラウドコンピューティング技術、⑤無線又は無線と有線が結合したハイパーコネクテッド知能情報通信基盤技術、⑥その他大統領令で定める技術をいう（知能情報化基本法第2条第4号）。

¹² 韓国の従来の情報格差解消策は、主に障害者や高齢者を対象として行われていた。無人キオスク端末等のアクセシビリティ向上を目的とした2024年3月の知能情報化基本法改正（法律第20410号）においても、主な対象者は障害者や高齢者であった。河村真澄「【韓国】無人キオスク端末等のアクセシビリティ向上のための法改正」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, p.39. <<https://doi.org/10.11501/13979514>>

¹³ 原文は「디지털취약계층（デジタルぜい弱階層）」。デジタル基盤の機器及びサービスの利用に困難を有する者をいう（包摂法第2条第1項第3号）。

¹⁴ 1ウォンは約0.11円（令和7年3月分報告省令レート）。